

## 2-4 進歩性があること

「進歩性があること」は、特許要件の中でもっとも理解しにくいと思います。したがって、技術者・研究者の方はあまり深入りしなくてよいと思います。以下では進歩性判断のベースとなる考え方のみを説明しますが、この説明を理解していただければ十分です。なお、「市場の現行製品に対する改良」のことを進歩性と考えている方がいますが、特許においてはそのような意味ではないので注意してください。

### ● 進歩性とは何か？

**進歩性**とは「先行技術に基づいて当業者が容易に考え出すことができない程度」をいいます。したがって、進歩性がある発明とは、先行技術に基づいて当業者が容易に考え出すことができない発明となります。

しかしながら、容易に発明できるか否かはどのように判断するのでしょうか？

この判断について理解するにはかなりの労力と時間が必要ですので、以下ではある程度簡略化した進歩性判断方法について説明します。簡略化したものではなく完全版を知りたい方は、参考文献(4) 特許・実用新案審査基準の第Ⅲ部第2章「新規性・進歩性」または参考文献(5)を参照してください。

### ● 進歩性の有無はどうやって判断するのか？

前節の新規性の判断の場合と同様に、ここでも「特許庁の審査官が本発明の出願前に公開された文献(学術論文や公開特許公報など)に記載の発明に基づいて、進歩性の有無をどのように判断するか」について説明します。新規性の説明と同様に、審査対象の発明を「本発明」とし、本発明の特許出願前に公開された文献を「引用文献」とします。

進歩性の判断方法は、次のようになります。

①本発明にもっとも近い発明が記載されている引用文献を1つ挙げます。ここでの引用文献を「引用文献1」とします。そして、この引用文献1に記載されている内

容から本発明にもっとも近い「発明A」を認定します。

②認定された発明Aと本発明を対比します。そして、2つの発明の一致点と相違点を明らかにします。なお、相違点がない場合、本発明は新規性がないことになりま

#### 進歩性の判断方法(2-6)

